

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公表番号】特表2011-512208(P2011-512208A)

【公表日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2011-016

【出願番号】特願2010-547043(P2010-547043)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/0488 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月9日(2011.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者における少なくとも1つの前庭誘発筋電位(VEMP)を検出するための装置であつて、

少なくとも1つの活性電極と、基準電極と、接地電極と、音響信号、機械信号、及び/又は電気信号発生器と、筋緊張を示す検流計又は筋緊張の結果としての圧力を示す圧力センサーとを備えるものであり、

筋緊張の値を振幅値によって除算したときの商に与える年齢の影響は、yをμV単位の筋緊張/振幅の商とし、xを年単位での年齢としたとき、関数  $y = 0.0548x + 2.6887$  で表すことができることを特徴とする、

装置。

【請求項2】

筋緊張及び/又は視覚化された圧力は、知覚可能な、光信号、音響信号、又は振動触覚信号の形でディスプレイ上に表示されることを特徴とする、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

筋緊張は圧力センサーを使用して測定され、前記圧力センサーは、気体及び/又は液体で満たすことができる基本的にU字型の管状素子であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

管状素子内で発生する圧力は、圧力センサーを用いて測定され、ディスプレイに表示されることを特徴とする、請求項1~3のいずれか一項に記載の装置。

【請求項5】

少なくとも1つの前庭誘発筋電位を生成し、測定し、且つ/又は評価するための、請求項1~4のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項6】

耳石器に関する診断の判断材料のための中間結果の取得における、請求項5に記載の装置の使用。

【請求項7】

めまい、回転性めまい、体位性めまい、昇降めまい、運動めまい、及び/又は非組織的めまいの診断の判断材料のための中間結果の取得における、請求項5または6に記載の装

置の使用。

【請求項 8】

前庭反射の機能に関する診断の判断材料のための中間結果を取得するための、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項 9】

筋緊張は、電位を測定することによって、複数の V E M P 測定間で継続的に記録され、管状素子内の圧力測定の代わりに且つ / 又は圧力測定に加えて、患者が知覚することができる信号の形で該患者に提示されることを特徴とする、請求項 5 ~ 8 のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項 10】

V E M P の測定のために、音響刺激、機械刺激、又は電気刺激が患者に与えられることを特徴とする、請求項 5 ~ 9 のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項 11】

V E M P の最小電圧値及び最大電圧値は、信号に続く時間窓内で求められることを特徴とする、請求項 5 ~ 10 のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項 12】

V E M P の最小電圧値及び最大電圧値、並びに該最小電圧値及び該最大電圧値の大きさの差が、筋電位の強度を考慮して、年齢及び / 又は性別に関連する標準値と比較及び照合されることを特徴とする、請求項 5 ~ 11 のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項 13】

患者において求められた筋緊張 / 振幅の商が、 $y$  を  $\mu$  V 単位の筋緊張 / 振幅の商とし、 $x$  を年単位での年齢としたときの、関数  $y = 0.0548x + 2.6887$  を使用して計算された商より大きい場合に、病的であると判断される診断の判断材料のための中間結果が得られることを特徴とする、請求項 5 ~ 12 のいずれか一項に記載の装置の使用。

【請求項 14】

音響的に誘発された脳電位の測定のための、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の装置の使用。